

明石市告示第292号

平成24年10月30日

明石市長 泉 房 穂



条例制定請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により、平成24年10月30日付けで明石市条例制定請求書の提出があり、同日受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、条例制定請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を下記のとおり告示する。

記

- 1 条例制定請求代表者の住所及び氏名
別紙明石市条例制定請求代表者一覧のとおり
- 2 請求の要旨
別紙請求の要旨のとおり

明石市条例制定請求代表者一覧

明石市太寺4丁目 9-17	松本 誠
明石市本町2丁目 5-25-206	市成照一
明石市太寺4丁目 1-22	入江一恵
明石市荷山町 1661-31	小澤秀造
明石市東野町 2101-6	高橋 宏
明石市荷山町 2754-5	田中耕太郎
明石市中崎2丁目 4-1-1209	玉木哲郎
明石市中崎1丁目 1-1-1118	坪谷令子
明石市大蔵天神町 3-10	福原貞子
明石市大蔵天神町 16-17	福島和夫
明石市藤江 130-8	鈴木幸紀
明石市貴崎3丁目 15-13	山口泰造
明石市西新町2丁目 1-6-405	山田利行
明石市大久保町西島 201-26	門脇潤二郎
明石市大久保町大窪 1474-3	藤本良恵
明石市魚住町清水 111-1-404	赤木直美
明石市魚住町錦が丘3丁目 5-19	小曾根義生
明石市魚住町住吉4丁目 2-14	松井 央
明石市二見町西二見 633-2	松崎保実

1 明石駅前南地区の再開発計画に関する明石市住民投票条例制定請求の要旨

【1】明石駅前南地区に計画している再開発計画は、明石駅前にふさわしいまちづくりと市の財政に重要な影響をもたらす恐れがあります。計画は、市が呼びかけた恣意的なアンケートにごく一部の市民が答えたにすぎず、市民の圧倒的多数はこの計画に批判的であり、税金のムダ遣いだと指摘しています。

【2】明石市は2010年施行した自治基本条例で「将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項について、住民が請求したときは住民投票を実施しなければならない」を定めており、その手続きを定める条例がまだ制定されていないことから、地方自治法に基づき、本件に関する住民投票を実施する条例制定を請求する権利が市民にはあります。

【3】この計画と事業の実施の是非について、市民の意思を明らかにする住民投票を実施することは、公正かつ民主的な手続きの確保により妥当な駅前整備計画の立案を促し、自治基本条例にうたう「参画と協働によるまちづくり」を推進するとともに、明石市の行・財政の民主的かつ健全な運営を図ることにつながる。